

契約管理システム及び電子入札システム導入 公募型プロポーザル審査要領

1 趣旨

この要領は、契約管理システム及び電子入札システム導入公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）を公平公正に実施するための審査基準を定めるものとする。

2 審査の実施主体

- (1) 本件プロポーザルの審査は、契約管理システム及び電子入札システム導入公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。
- (2) 公平公正な審査を担保するため、審査委員会の委員の所属、氏名等は一切公表しない。
- (3) 審査に関する最終権限は、審査委員会の審査委員長が有するものとする。
- (4) 審査の実施に必要な庶務は、財政課において処理する。

3 参加資格要件

- (1) 本件プロポーザルの参加資格要件は、実施要領第3項記載のとおりとする。
- (2) 実施要領第6項により参加申込書を提出した事業者が参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。当該事業者が参加資格要件を満たさなくなった場合も、同様とする。

4 事前選考

- (1) 本件プロポーザルを効率的に実施するため、参加申込書を提出した事業者が5社を超えた場合は、事前選考により参加者の絞り込みを行う。
- (2) 事前選考は、提出された企画提案書を基に、別表の審査項目「プレゼンテーション、デモンストレーション、ヒアリング」を除く審査項目により実施する。
- (3) 事前選考による順位が上位の5社について、本件プロポーザルプレゼンテーションへの参加を認める。
- (4) 事前選考により決定した参加者のうちから参加辞退者又は失格者が出た場合であっても、順位の繰上げは行わない。
- (5) 事前選考を実施した場合は、速やかに事業者の結果を通知する。

5 審査基準等

- (1) 本件プロポーザルの審査方法は、企画提案書を基にしたプレゼンテーション審査及びデモンストレーション、ヒアリングとし、審査の評価基準及び配点は別表のとおりとする。
- (2) 配点の合計は、140点とする。
- (3) それぞれの事業者の獲得点数は、審査委員会の委員が別表の基準に従いそれぞれ採点した点数を審査項目ごとに単純平均して小数点以下を四捨五入した点数を合計した点数とする。
- (4) 獲得点数が70点未満の事業者は、要求水準に満たないものとして失格とする。
- (5) 事業者が1社のみの場合であっても、審査委員会は審査を実施する。

6 順位の決定

- (1) 審査委員会は、次に掲げる方法により事業者の順位を決定する。
 - ア 前項第3号の獲得点数の順番に、事業者に順位を付与する。
 - イ 獲得点数が同じ事業者が複数存在する場合は、以下の手順によりそれらの事業者間の順位を確定する。
 - ① 獲得点数が同点の場合は見積書記載の価格が低い事業者を上位とする。
 - ② ①が同列の場合は、審査委員長の採点結果が高い事業者を上位とする。
 - ③ ①及び②が同列の場合は、審査委員長のくじ引きにより上位を決定する。
- (2) 前号の方法により確定した第1順位の事業者を、優先交渉権者とする。
- (3) 順位の確定後、速やかに各事業者を獲得点数及び順位を通知する。また、第1順位の事業者名は、矢板市公式ウェブサイト上で公表する。

7 審査過程等の不開示

審査委員会による審査過程及び審査結果の詳細については、矢板市情報公開条例（平成14年矢板市条例第6号）第8条第4号により不開示とする。

8 異議申立ての禁止

審査結果その他の審査委員会の決定事項について、事業者からの異議申立てを一切認めない。

9 その他

この要領に定めるもののほか、本件プロポーザルの審査に必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月30日から施行する。

別表

| 審査項目 【評価対象】 | 評価基準 | 配点 |
|--|--|----|
| 業務実績（契約管理システム） 【業務実績調書】 | ○栃木県内（市町）における契約管理システムの導入実績を評価する。 ・上限5件までを評価する（1件当たり2点） ・1契約当たり1件とする | 10 |
| 業務実績（電子入札システム） 【業務実績調書】 | ○栃木県内（市町）における電子入札システムの導入実績を評価する。 ・上限5件までを評価する（1件当たり2点） ・1契約当たり1件とする | 10 |
| 機能要件（契約管理システム） 【契約管理システム機能要件確認一覧表】 | ○矢板市が要求する機能要件について評価する。 ・機能要件確認一覧表の回答内容を単純加点。 ・最大0.2点×100項目で20点とする。 ・○：0.2点、②△：0.1点、③×：加点なし | 20 |
| 機能要件確認（電子入札システム） 【電子入札システム機能要件確認一覧表】 | ○矢板市が要求する機能要件について評価する。 ・機能要件確認一覧表の回答内容を単純加点。 ・最大0.2点×100項目で20点とする。 ・○：0.2点、②△：0.1点、③×：加点なし | 20 |
| 企画提案(1) 操作方法、帳票機能について 【企画提案書、デモンストレーション】 | ○下記のことについて契約管理システム及び電子入札システムを合わせて総合的に評価する。 ・操作が簡易であるか ・習得が容易であるか ・帳票は見やすい作りになっているか ・必要な帳票は作成できるか | 5 |
| 企画提案(2) 登録情報について 【企画提案書、デモンストレーション】 | ○下記のことについて契約管理システム及び電子入札システムを合わせて総合的に評価する。 ・必要な情報の登録方法は簡易であるか ・登録した情報は確認しやすいか | 5 |
| 企画提案(3) システムの拡張性について 【企画提案書、】 | ○下記のことについて契約管理システム及び電子入札システムを合わせて総合的に評価する。 ・将来的な機能拡張に対応できるか | 5 |
| 企画提案(4) セキュリティ対策について 【企画提案書】 | ○下記のことについて契約管理システム及び電子入札システムを合わせて総合的に評価する。 ・物理的セキュリティ対策は万全であるか ・人的セキュリティ対策は万全であるか | 5 |
| 企画提案(5) 障害発生時対応について 【企画提案書】 | ○下記のことについて契約管理システム及び電子入札システムを合わせて総合的に評価する。 ・障害発生対策は万全であるか ・障害発生時の対応は万全であるか | 5 |

| | | |
|--|--|-----------|
| <p>企画提案(6) システム導入サポートについて 【企画提案書】</p> | <p>○下記のことについて契約管理システム及び電子入札システムを合わせて総合的に評価する。 ・導入にあたってのサポート体制は整っているか</p> | <p>5</p> |
| <p>企画提案(7) 運用体制について 【企画提案書】</p> | <p>○下記のことについて契約管理システム及び電子入札システムを合わせて総合的に評価する。 ・システム管理は簡易で細やかな管理区分が設定されているか ・導入後の運用体制は整っているか ・ストレスなくシステムを利用していいけるか</p> | <p>5</p> |
| <p>プレゼンテーション、デモンストレーション、ヒアリング</p> | <p>○下記のことについて総合的に評価する。 ・企画提案書の内容をわかりやすく説明しているか ・業務内容を十分に理解し、質疑に対する的確かつ簡潔明瞭に回答しているか</p> | <p>5</p> |
| <p>提案価格 【見積書】</p> | <p>○見積価格は技術提案内容を勘案して、その品質確保の観点で妥当かつ競争力のあるものかどうかを評価する。 ①獲得点数は、見積価格を次により点数化した点数とする。 獲得点数 = 配点*0.5*(Pmax-Pi)/(Pmax-Pmin) + 配点*0.5*(Pmin/Pi) Pi：当該事業者の見積価格 Pmax：見積上限額(45,375,000円) Pmin：最低見積価格 ※小数点以下四捨五入とする。 ②不当な低入札価格と認める場合(概ね他の事業者の平均見積価格の1/2以下の額)は、獲得点数を減額することがある。</p> | <p>40</p> |
| <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査委員会の委員は、各審査項目の評価基準に記載された視点でそれぞれ自由に採点する。 2 各審査項目の点数は、審査委員会の委員が採点した点数を単純平均し小数点以下を四捨五入した点数(0点から配点まで)とする。 3 事業者の獲得点数は、各審査項目の点数を合計した点数とする。 4 限られた時間での審査となるので、企画提案書に記載した内容はプレゼンテーションの際に説明を省略したとしても評価の対象とする。ただし、企画提案書の記載内容とプレゼンテーションの内容又は質疑応答による説明の内容に齟齬があると認めるときは、必要な加点、減点を行うことがある。 | | |